

離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～

事業主は、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、「再就職援助計画」を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条)

再就職援助計画を作成しなければならない場合

事業主は、経済的事情により、1つの事業所において常時雇用する労働者について1か月に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等（事業活動の縮小、事業の転換又は廃止を含みます。）を行おうとする場合、最初の離職者が生じる日の1か月前までに再就職援助計画を作成する必要があります。

また、離職者が1か月に30人未満の場合にも、任意で再就職援助計画を作成することができます。

再就職援助計画の内容

再就職援助計画とは、離職する従業員の再就職活動に対して、事業主が行うべき援助が、有効かつ計画的なものとなるよう、事業主自身に作成していただくものです。

具体的には、①事業の現状、②再就職援助計画作成に至る経緯、③計画対象労働者の氏名、④再就職援助のための措置、⑤労働組合等の意見等を記載することが必要です（詳細は3、4ページをご覧ください。）。

労働組合等の意見聴取

再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴くことが必要です。

公共職業安定所長の認定の申請

再就職援助計画を作成した事業主は、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出して、その認定を受けなければなりません。

再就職援助計画の提出に必要な資料

最初の離職者の生じる日の1か月前までに、次の書類を遅滞なく事業所の所在地を管轄するハローワークに提出してください。

		提出書類	参照ページ
☐	1	再就職援助計画（様式第1号）	P 3 : 記載例 P 4 : 留意事項
☐	2	事業規模の縮小等に関する資料（様式第1号 別紙1-1） (注) 提出する再就職援助計画が次の①、②のいずれかに該当する場合は、別紙1-1（事業規模の縮小等に関する資料）の提出を、該当する計画の写しの提出に代えることができます。 ① 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に従って実施する事業再編又は認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編に伴う離職に係るものである場合 ② 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に従って実施する事業再編に伴う離職に係るものである場合	P 5 : 記載例 P 6 : 留意事項
☐	3	早期再就職支援等助成金の特例対象者に該当することの確認書 （様式第1号 別紙1-2） (注1) 別紙1-2項目1～3のいずれかに該当する場合は「特例対象者」となります。 (注2) 該当する要件ごとに、確認書類の添付が必要です。 記載例のページの【確認書類】欄の書類をご提出ください。	P 7 : 記載例 P 8 : 留意事項
☐	4	計画対象労働者に関する一覧（別紙2）	P 9 : 記載例・留意事項

再就職援助計画の様式はこちらからダウンロードできます。



- ・再就職援助計画の内容 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106113.html>)
- ・再就職援助計画の様式 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106509.html>)

再就職支援を行う事業主への支援策についてのご案内しています

再就職支援を行う事業主への支援策		参照ページ
1	早期再就職支援等助成金（再就職支援コース） 再就職援助計画の対象となった従業員に対する再就職支援を行う事業主に対する助成	P 11
2	早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） 再就職援助計画の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対する助成	P 12
3	出向・移籍のマッチング支援（公益財団法人産業雇用安定センター） 事業主に対する出向・移籍に関する相談・マッチングなどの支援及び雇用調整の対象となった従業員の方へのキャリアコンサルティングやアドバイスなどの支援	P 13

【再就職援助計画（様式第1号）の記載例】

※ ○ の項目を記載する際の留意事項は、次のページをご覧ください。

様式第1号(第7条の3関係) (令和6.4改正)

再 就 職 援 助 計 画

雇用保険適用事業所番号	1	2	3	4	—	5	6	7	8	9	0	—	1
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。 令和6年5月10日 事業主 住所 東京都千代田区霞が関〇ー〇 厚労工業（株） 氏名 代表取締役 厚労 太郎 〔事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。〕 飯田橋 公共職業安定所長 殿 記													
1	申請事業主の現状		(1) 事業所数 3 カ所				(2) 常時雇用する労働者数 250人						
2	再就職援助計画を作成する事業所の現状		(1) 名称 厚労工業(株)千代田工場				(4) 事業の種類 ○〇製造						
			(2) 所在地 東京都千代田区霞が関〇ー〇				(5) 再就職援助担当者 役職 総務部長 氏名 安定 次郎						
			(3) 連絡先 03-0000-XXXX				(6) 常時雇用する労働者数 100人						
3	再就職援助計画作成に至る経緯		「事業規模の縮小」の場合の記載例（※） 国内需要の低下により減産を行う必要が生じたため、操業計画を変更して、これに応じた生産体制とするため。 「事業活動の縮小」の場合の記載例（※） 取扱商品のうち、収益貢献が困難であると見込まれる商品の取扱いを廃止。廃止する商品についての営業・企画などの本部組織、間接業務部門の縮小と効率化を実施し、これに伴う人員体制の縮小を図る。 「事業活動の転換」の場合の記載例（※） 〇〇事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、中長期的な市場規模の減少は避けられない状況にある。そのため、需要量に応じた拠点体制等の最適化によるコスト競争力の強化や、新たな拠点に展開して◎◎事業を行うことが経営方針とされた。 これに伴い、当事業所としては、要員の最適化を図ることが必要不可欠であるため、希望退職の募集を実施することとなった。 「事業の廃止」の場合の記載例（※） 〇〇市場縮小に伴う売上減少、商品在庫の増加に伴う運転資金負担の増大等により、経営が逼迫し、先行き回復の見込みがないことから、事業を廃止し店舗を閉鎖することが決定したため。										
4	計画対象労働者等		(1) 計画対象労働者(離職を余儀なくされる者) 100 (4) 人 (2) 計画期間 令和6年5月1日 ~ 令和6年6月30日										
5	再就職援助のための措置		再就職支援会社による再就職のあっせん 取引企業へのあっせん 求職活動のための休暇付与 ☐ 早期再就職支援等助成金受給を希望										
6	労働組合等の意見		本再就職援助計画に同意します。 労働者代表者氏名 労働 次郎										

「再就職援助計画（様式第1号）」の記載にあたっての留意事項

 **最初の離職者の生じる日の1か月前までに、1～6の全ての項目**についてご記入の上、遅滞なく事業所の所在地を管轄するハローワークに提出してください。

項目名			留意事項
1	申請事業主の現状	(1)事業所数	申請の日における、申請事業主の全ての事業所の数を記載してください。 ※再就職援助計画を作成する事業所を含みます。
		(2)常時雇用する労働者数	(1)の全ての事業所における、申請の日時点の常時雇用する労働者の数を記載してください。 ※常時雇用する労働者とは、臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試用期間中の者等を除く常用の労働者のことをいいます。 ※ただし、臨時雇用の場合等でも、継続して6か月以上雇用されている、または継続して6か月以上雇用することが予定されている場合は、常時雇用する労働者とみなします。 ※1週の所定労働時間が20時間未満の労働者は含まれません。
2	再就職援助計画を作成する事業所の現状		(1)～(6)の全てに必要事項を記載してください。 なお「(5)再就職援助担当者」とは、再就職援助計画に基づき、その計画の対象となる労働者の再就職の援助に関する業務を行う方です。
3	再就職援助計画作成に至る経緯		3ページの記載例（※）を参考に、工場や事業所の閉鎖、生産量縮小の計画、事業規模の縮小等の内容およびその理由について記載してください。
4	計画対象労働者等	(1)計画の対象となる労働者（離職を余儀なくされる者）	事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者（常時雇用する労働者に限ります。）の合計数を記載するとともに、その内の障害者の数を括弧書きで記載してください。
		(2)計画期間	再就職援助の措置を行う期間を記載してください。
5	再就職援助のための措置		4-(2)の計画期間に行う再就職の援助のための措置を記載してください。 【再就職援助のための措置の例】 - 取引先企業や関連企業への再就職のあっせん - 取引先企業、ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター（13ページ参照）等の求人情報の提供 - 求職活動や教育訓練受講のための有給休暇（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇以外の有給休暇）の付与 - 教育訓練受講のための費用負担 - 再就職相談室の設置 - 再就職に係る支援の職業紹介事業者への委託 等
			早期再就職支援等助成金（11ページ参照）の受給を希望する場合は、☐（四角）の中にチェックを入れてください。
6	労働組合等の意見		計画について、労働組合（組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）の意見を聴取し、計画への同意の有無を記載してください。 意見を聴取した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合であること又は労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、意見を聴取した者が労働者の過半数を代表する者であることを確認してください。 当該労働者代表者が労働者の過半数を代表する者の場合、労働基準法第41条第2号の監督又は管理の地位にある者ではなく、投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないことを確認してください。

【添付書類（別紙 1－1）の記載例】

記載例 1 「事業規模の縮小」 の場合	別紙 1－1（令和 5. 4. 1 改正） 事業規模の縮小等に関する資料 1. 企業規模（大企業・中小企業） 2. 事業規模の縮小等を行う理由 千代田工場では、〇〇製品の製造を行ってきたところであるが、近年、類似の製品を扱う会社が増えてきており、共創が激化している。そのため、最近 3 か月の月平均の売上高が〇千万円と 1 年前と比較して 3 0 %以上も減少しており、今後も好転する見込みがないことから、〇〇製品の製造から撤退するものである。 3. 事業規模の縮小等を行おうとする期間 令和 6 年 2 月 1 0 日（開始予定時期）～令和 6 年 3 月 3 1 日（完了予定時期） 4. 事業規模の縮小等の内容 〇〇製品の製造を行っている千代田工場を閉鎖する。
記載例 2 「事業活動の転換」 の場合	別紙 1－1（令和 5. 4. 1 改正） 事業規模の縮小等に関する資料 1. 企業規模（大企業・中小企業） 2. 事業規模の縮小等を行う理由 〇〇事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展等の構造的要因、消費動向の変化等により、今後中長期的な市場規模の縮小傾向は避けられない状況となっている。 こうした中、需要量に応じた拠点体制等の最適化によるコスト競争力の強化や、新たな拠点を展開して◎◎事業を行うことにより、強靱な事業運営体制を構築することが経営方針とされた。 このため、〇〇事業を主として行う当事業所においては、要員の適正化を図ることが必要不可欠であることから、希望退職の募集を実施することとなった。 3. 事業規模の縮小等を行おうとする期間 令和 6 年 2 月 1 0 日（開始予定時期）～令和 6 年 3 月 3 1 日（完了予定時期） 4. 事業規模の縮小等の内容 ・ 〇〇事業に係る製造拠点の規模の適正化 ・ ◎◎事業に係る製造体制の構築 ・ 要員の適正化を目的とした希望退職措置の実施

「添付書類（別紙１－１）」の記載にあたっての留意事項

項目名		留意事項															
1	企業規模	大企業・中小企業のいずれか当てはまる方に○を付けてください。 【中小企業の範囲】 次の表の「企業の主たる事業」の区分ごとに、「企業の資本の額又は出資の総額」または「企業全体の常時雇用する労働者数」のどちらか一方に該当する事業主は「中小企業」となります。<u>いずれにも該当しない場合は「大企業」となります。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>企業の主たる事業</th><th>企業の資本の額 又は 出資の総額</th><th>企業全体の 常時雇用する労働者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> </tbody> </table>	企業の主たる事業	企業の資本の額 又は 出資の総額	企業全体の 常時雇用する労働者数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他	3億円以下	300人以下
企業の主たる事業	企業の資本の額 又は 出資の総額	企業全体の 常時雇用する労働者数															
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下															
サービス業	5,000万円以下	100人以下															
卸売業	1億円以下	100人以下															
その他	3億円以下	300人以下															
2	事業規模の縮小等を行う理由	今回の事業規模の縮小等を行う理由について、その背景（事業所の事業を取り巻く国内外の競争の激化、需要構造の変化、為替相場の変動、国内経済の状況等の事情及びこれに伴う生産量、売上高等の現状）も含め、具体的に記載してください。															
3	事業規模の縮小等を行おうとする期間	事業規模の縮小等を行おうとする予定期間を記載してください。															
4	事業規模の縮小等の内容	「事業規模の縮小」の場合は、 縮小する部門等の名称、事業内容、設備の廃棄、譲渡等の事業規模の縮小の内容 「事業活動の縮小」の場合は、 縮小する部門等の名称、事業内容、事業の休止の内容 「事業活動の転換」の場合は、 縮小する部門等の名称、事業内容、新たに開始または拡充しようとする事業の内容 「事業の廃止」の場合は、廃止する事業内容 を具体的に記載してください。															

（注） 提出する再就職援助計画が次の①、②のいずれかに該当する場合は、別紙１－１（事業規模の縮小等に関する資料）の提出を、該当する計画の写しの提出に代えることができます。

- ① 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に従って実施する事業再編又は認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編に伴う離職に係るものである場合
- ② 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に従って実施する事業再編に伴う離職に係るものである場合

【添付書類（別紙 1－2）の記載例（項目 1～3）】

別紙 1－2 は、再就職援助計画対象者の方が早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース（P 12）の「**特例対象者**」に該当することの確認となります。

再就職援助計画の認定を受けると、ハローワークから対象労働者ごとの「再就職援助計画対象労働者証明書」が発行されます。再就職援助計画の認定を受けた事業所が次の①～⑤のいずれかに該当する場合、ハローワークでは「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」としての記載を行います。

「特例対象者」と認定された対象労働者が、一定の成長性が認められる事業所に雇い入れられた場合、「早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）」の優遇助成が適用されることとなり、対象労働者の早期再就職が図られます。

このため、この様式をご確認の上、次の①～⑤に該当する場合には確認書類の提出にご協力ください。

- ① 地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業活性化協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、事業再生 ADR 制度のいずれかから、事業再生・再構築・転廃業の支援を受けていること。
- ② 事業再生・再構築・転廃業を行うことについて特定調停（裁判所手続）が行われていること。
- ③ 営業利益と減価償却費の合計（EBITDA）が、直近の事業年度でマイナスであること。
- ④ 直近の事業年度の売上高が、その 3 年度前と比較して 20%以上減少していること。
- ⑤ ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「C」評価以下であること。

別紙 1－2（令和 7. 4. 1 改正）

早期再就職支援等助成金の特例対象者に該当することの確認書

1 次の項目について（ ）内の当てはまるものに○を付けてください。

(1) 次のいずれかの支援機関等から事業再生等の支援を受けている。(該当する機関に○)

() 地域経済活性化支援機構 (REVIC)・() 中小企業活性化協議会

() 東日本大震災事業者再生支援機構・() 産業復興機構・() 事業再生 ADR 制度

(2) 事業再生等の特定調停（裁判所手続）を受けている。

(該当する ・ **該当しない**)

(1) (2) のいずれにも該当しない場合 2 へ

(1) (2) のいずれかに該当する場合、以下回答不要です。

2 次の項目について記載してください。

(1) 直近の事業年度における営業利益と減価償却費の合計（EBITDA）

① 直近の事業年度の営業利益	△ 7,000,000 円
② 直近の事業年度の減価償却費	8,000,000 円
① + ② =	1,000,000 円

①+②がプラスの場合 (2) へ

①+②がマイナスの場合、以下回答不要です。

(2) 直近の事業年度とその 3 年度前の売上高の比較

③ 直近の事業年度の売上高	108,000,000 円
④ 直近の事業年度から 3 年度前の売上高	125,000,000 円
(③ - ④) ÷ ④ × 100 =	13.6 %

増加又は減少率が 20%未満の場合 3 へ

減少率が 20%以上の場合、以下回答不要です。

3 【任意項目】よろしければ、ローカルベンチマーク（※）の財務分析結果の記載にご協力ください。

(※) ローカルベンチマークとは、経済産業省がインターネット上で提供する企業の経営状態の把握をするためのツールをいいます。

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinryu/locaben/)

直近の事業年度のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）

(A ・ B ・ **C** ・ D)

※ 記載にあたっては、裏面の記入上の注意（添付書類等）を必ずご覧ください。

「添付書類（別紙１－２）」の記載（項目１～３）にあたっての留意事項

項目名	留意事項
1 (1)	地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業活性化協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、事業再生ADR制度のいずれかから、事業再生・再構築・転廃業の支援を受けている場合に、支援を受けている機関の（ ）に○を付けてください。 ▼該当する場合、併せて、各機関から交付される次の書類を提出してください。 【確認書類】 ・REVIC：「再生支援決定通知」の写しまたは「特定支援決定通知」の写し ・中小企業活性化協議会：中小企業活性化協議会が金融機関等債権者に通知した、再生支援対象企業である旨が確認できる文書（「金融支援のお願い」「計画成立のご案内」等）の写し ・東日本大震災事業者再生支援機構：「支援決定通知」の写し ・産業復興機構：債権の買取に係る「金銭消費貸借条件変更契約書(東日本大震災復興用)」の写し ・事業再生ADR制度：「特定認証紛争解決(事業再生ADR)手続終了の通知書」の写し
1 (2)	事業再生・再構築・転廃業を行うことについて特定調停（裁判所手続）を受けているかについて「該当する」「該当しない」のいずれかに○を付けてください。 ▼「該当する」に○を付けた場合、併せて次の書類を提出してください。 【確認書類】特定調停を裁判所に申し立てた際の「特定調停受理簿」の写し

◀ 1 (1)、(2)とも該当しない場合は、2 (1)について記載してください。

2 (1)	「直近の事業年度における営業利益」「直近の事業年度の減価償却費」及びその合計を記載してください。（※１） ▼営業利益と減価償却費の合計（EBITDA（※２））がマイナスの場合、併せて次の書類を提出してください。 【確認書類】・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 等 (いずれも、再就職援助計画を提出する直近の事業年度のもの)
-------	---

◀ 営業利益と減価償却費の合計（EBITDA）がプラスの場合、2 (2)についても記載してください。

2 (2)	直近の事業年度及び直近の事業年度から３年度前の売上高を記載してください。（※１） ▼直近の事業年度の売上高が、その３年度前の売上高より20%以上減少している場合、併せて次の書類を提出してください。 【確認書類】・損益計算書 (再就職援助計画を提出する直近の事業年度及び直近の事業年度から３年度前のもの)
-------	--

◀ 売上高が増加している場合または減少しているが減少率が20%未満の場合、3の記載にご協力ください。

3 〔任意〕	ローカルベンチマーク（※３）の財務分析結果（総合評価点）について記載してください。 ▼分析結果がC又はDの場合、併せて確認書類を提出してください。 【確認書類】・ローカルベンチマークの財務分析入力シート及び財務分析シート ・財務諸表等（損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書） (いずれも、再就職援助計画を提出する直近の事業年度のもの)
-----------	--

（※１）再就職援助計画の対象事業所の事業部門や事業所単位、対象事業所が含まれる事業部や企業単位の決算書から該当の有無を確認してください。

（※２）EBITDA：企業本業の収益性を見るための指標。「Earnings before interest, taxes, depreciation and amortization」の略であり、金利、税、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費を引く前の利益をいいます。営業利益と減価償却費の合計によって算出されます。

（※３）ローカルベンチマーク：経済産業省がインターネット上において提供する、企業の経営状態を把握するためのツールです。
(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

【添付書類（別紙２）の記載例】

計 画 対 象 労 働 者 に 関 す る 一 覧

別紙2(令和6.4.1改正)

①欄

総計	100	うち正規職員(※1)		うち正規職員以外(※2)		うち派遣労働者(※3)		うち45歳以上70歳未満
		60	うち雇用保険の 被保険者数	20	うち雇用保険 の被保険者 数	20	うち雇用保険 の被保険者 数	50
		人	60 人	人	18 人	人	20 人	人

②欄

[illegible]

記載については裏面の注意書きをご覧ください

「添付書類（別紙２）」の記載にあたっての留意事項

項目名	留意事項						
① 欄	再就職援助計画で記載した「計画の対象となる労働者」について、総計数と、その内の雇用保険の被保険者の数、また45歳以上70歳未満の方の数を、それぞれ記載してください。 上記の内、下記3つの区分ごとの労働者数と、その内の雇用保険の被保険者数を記載してください。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>正規職員</td><td>勤め先で一般職員または正社員等と呼ばれている者（派遣労働者を除く）</td></tr> <tr> <td>正規職員以外</td><td>「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称と呼ばれている者</td></tr> <tr> <td>派遣労働者</td><td>労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者</td></tr> </tbody> </table>	正規職員	勤め先で一般職員または正社員等と呼ばれている者（派遣労働者を除く）	正規職員以外	「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称と呼ばれている者	派遣労働者	労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者
正規職員	勤め先で一般職員または正社員等と呼ばれている者（派遣労働者を除く）						
正規職員以外	「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称と呼ばれている者						
派遣労働者	労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者						
② 欄	○再就職援助計画で記載した「計画の対象となる労働者」の全ての方について、各項目を記載してください。 ※上の記載例の場合、全員の100人分を記載します。1枚で足りない場合は、複数枚で作成してください。 ○前月に支払われた賃金は本人の同意を得た場合に、毎月決まって支払われる賃金を記載してください。 ※毎月決まって支払われる賃金については10ページをご参照ください。 ○居住地は市町村まで記載してください。						

②欄の「前月に支払われた賃金」欄は、再就職援助計画対象者の方が早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース（P12））の「賃金上昇要件」の確認指標となります。

再就職援助計画の認定を受けると、ハローワークから対象労働者ごとの「再就職援助計画対象労働者証明書」が発行されます。本人の同意を得て「前月に支払われた賃金」欄を記載した場合、ハローワークでは「再就職援助計画対象労働者証明書」の「離職前賃金」欄に当該賃金の記載を行います。

離職前賃金が記載された証明書を持つ対象労働者を早期に雇い入れた事業主が、さらに雇い入れ後6か月の各月の賃金をこの「離職前賃金」と比較して5%以上上昇させた場合、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の賃金上昇要件を満たすこととなり、対象労働者の早期再就職・賃金上昇が図られます。

このため、本人の同意を得て賃金をいただくとともに、確認書類として**賃金台帳等の写し**を提出いただくようご協力ください。

❗ 「再就職援助計画対象労働者証明書」を計画対象労働者にお渡しください

事業主が再就職援助計画をハローワークへ提出して認定を受けると、ハローワークから対象労働者ごとの「再就職援助計画対象労働者証明書」が発行されます。

※ この証明書は、対象労働者が「早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）」の対象となることの証明となりますので、早期再就職の実現を図るためにも、ご本人に対してその説明とハローワークや民間の職業紹介事業者へ再就職の相談をされる際には証明書を提示するよう案内をした上で、対象労働者向けのリーフレットと併せて必ずお渡しください。

【対象労働者が「離職前賃金欄」の更新を希望する場合の記載例】

様式第9号 (R5.4.1)

離職前賃金証明書

再就職援助計画認定番号：第 号

雇用保険被保険者番号：

対象労働者名

賃金記載欄

※注意 離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金を記載ください。
毎月支払われる賃金についての説明は裏面を御確認ください。
行数が不足する際は適宜追加してください。
この様式を提出する際は必ず確認ができる賃金台帳（写）等賃金の確認が出来る書類を添付してください。

離職前賃金： 令和5年1月分

賃金の名称	支払い金額
基本給	250,000 円
役職手当	30,000 円
資格手当	10,000 円
通勤手当（毎月支給）	5,000 円
	円
	円
	円

合計金額 295,000 円

上記離職前賃金については、事実と相違ないことを証明します。

公共職業安定所長 殿

令和5年6月20日

住所 東京都千代田区〇〇町1-1-1

事業所名 株式会社 ファンタジーパラダイス

事業主 柴中 誠次郎

電話番号 XXXX-XX-XXXX

「離職前賃金証明書（様式9号）」の記載にあたっての留意事項

- 本様式は、対象労働者の離職日が再就職援助計画の提出日から一定期間が経過しており、かつ「再就職援助計画対象労働者証明書」に記載された「離職前賃金」が実際の離職時賃金と異なる場合であって、対象労働者本人が記載事項の更新を希望した場合に提出いただく書類です。
- 対象労働者本人または委任を受けたハローワークから「離職前賃金」の更新の求めがあった際は、本書類の提出にご協力ください。

（参考）「毎月決まって支払われる賃金」とは

時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいいます。（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限ります。）

- 諸手当に含むか否かは以下によります。
 - (イ) 諸手当に含むもの
 - a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）
 - (ロ) 諸手当に含まないもの
 - a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代含む）、休日手当、夜間手当、出張手当、精勤手当、報奨金等）
 - b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的な事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）
 - (ハ) 上記（イ）、（ロ）で挙げた手当以外の手当については、手当の名称にかかわらず実態により判断し、上記（イ）に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めます。
 - a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当
 - b 通勤に要した費用や通勤距離に関係無く労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当
 - c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

再就職支援を行う事業主への支援策

再就職援助計画対象者に再就職支援を行う事業主への助成（早期再就職支援等助成金）

再就職援助計画を作成した事業主は、再就職援助計画の対象となった方の再就職支援にあたり「早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）」が活用できます。また、再就職援助計画の対象となった方を早期に受け入れる事業主は、「早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）」が活用できます。

再就職支援コース

再就職支援コースは、再就職援助計画の対象となった従業員に対する再就職支援を行う事業主に対して助成します（※1）。事業規模の縮小、事業の廃止のほか、**事業の転換（事業転換・再編）**の場合も対象となります。

助成金の内容

（注）令和6年4月1日以降に再就職援助計画を提出した場合の助成内容です。

（1）再就職の支援を職業紹介事業者に委託する場合

申請時期に応じて、対象者一人当たり以下の金額が支給されます。

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
通常	$(\text{委託費用} - \text{訓練実施に係る費用} - \text{グループワーク加算の額}) \times \frac{1}{2}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{3}$	$(\text{委託費用} - \text{訓練実施に係る費用} - \text{グループワーク加算の額}) \times \frac{1}{4}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{1}{3}$
特例区分 (※2)	$(\text{委託費用} - \text{訓練実施に係る費用} - \text{グループワーク加算の額}) \times \frac{2}{3}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{4}{5}$	$(\text{委託費用} - \text{訓練実施に係る費用} - \text{グループワーク加算の額}) \times \frac{1}{3}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{5}$
訓練加算…訓練実施に係る費用×2/3（上限 10～50万円（※3））		
グループワーク加算…3回以上実施で1万円を上乗せ。		

（2）求職活動のための休暇を付与する場合

求職活動のために付与した休暇について1日当たり5,000円（中小企業事業主については8,000円）を助成（180日分が上限）します。

さらに、対象者の離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に対象者の再就職を実現させた場合は、対象者1人につき10万円を加算します。

（3）教育訓練施設等への委託により再就職支援のための訓練を実施する場合

再就職支援のための訓練を教育訓練施設等（※4）への委託により実施する事業主に対し、委託に要した費用の4分の3を助成（上限 10～50万円（※3））します。さらに、訓練期間中の賃金について1時間あたり480円（中小企業事業主については960円）を助成します。

（※1）（1）～（3）のいずれも、対象者の離職日の翌日からから6か月以内【45歳以上は9か月以内】に再就職を実現した対象者分について助成します。

（※2）次の①、②のいずれにも該当する場合、特例区分の対象となります。

① 申請事業主が、労働者の再就職支援の実施について委託する職業紹介事業者との委託契約において次のいずれにも該当する契約を締結していること。

ア 職業紹介事業者に支払う委託料について、委託開始時の支払額が委託料の2分の1未満であること。

イ 職業紹介事業者が支給対象者に対して訓練を実施した場合に、その経費の全部又は一部を負担すること。

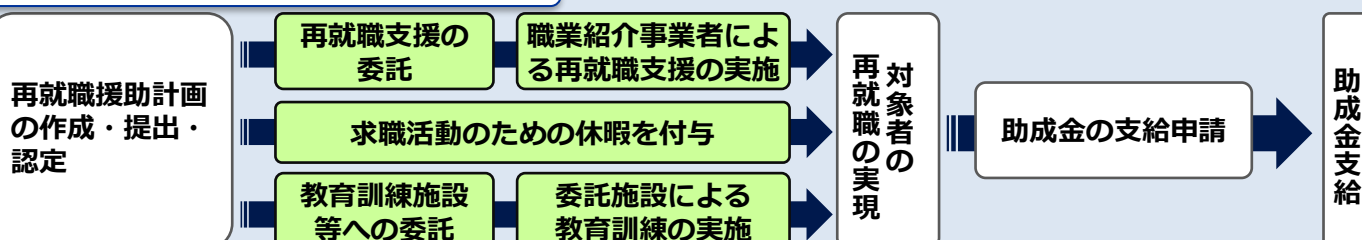
ウ 委託に係る労働者の再就職が実現した場合の条件として、当該労働者が雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く）であり、かつ、再就職先での賃金が離職時の賃金の8割以上である場合に委託料について5%以上を多く支払うこと。

② 支給対象者の再就職先における雇用形態が、期間の定めのない雇用（パートタイム労働者を除く）であり、かつ、再就職先での賃金が離職時の賃金の8割以上であること。

（※3）企業規模、訓練時間数に応じた上限あり。

（※4）過去に雇用関係助成金の不正受給に関与し、一定期間を経過していない教育訓練施設等に訓練を委託された場合は助成金が支給されませんのでご注意ください。詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

受給のための手続きの流れ



雇入れ支援コース

「早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）」は、再就職援助計画の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者（雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者）として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

助成金の内容（対象労働者1人あたり）

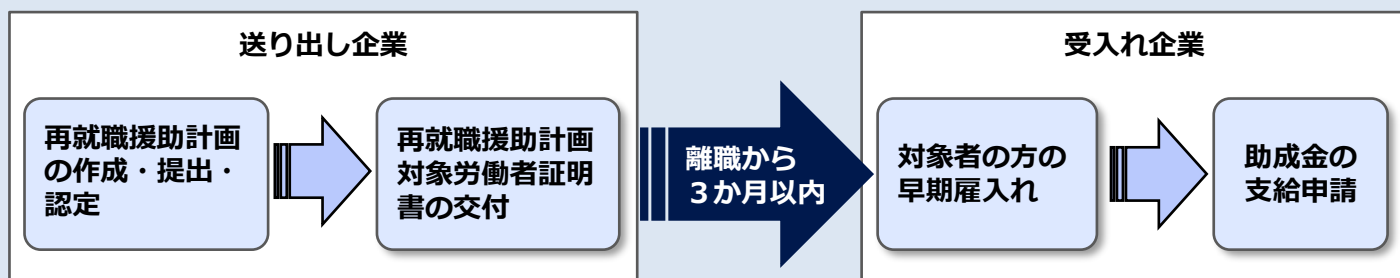
（注）令和7年4月1日以降に再就職援助計画を提出した場合の助成内容です。

早期雇入れ支援

通常	優遇助成※
30万円	40万円

※ 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

受給のための手続きの流れ



※ 実際に助成金を受給するためには、再就職援助計画の作成のほかにも要件があります。
詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

出向・移籍のマッチング支援（公益財団法人産業雇用安定センター）

事業主の方が、事業縮小等により雇用調整を行う場合、従業員を他企業へ出向させたり、移籍させたりする方法があります。公益財団法人 産業雇用安定センター（※）では、事業主に対する出向・移籍に関する相談・マッチングなどの支援を行うとともに、雇用調整の対象となった従業員の方へのキャリアコンサルティングやアドバイスを行っています。

センターのご利用（登録・相談・マッチング）は、すべて無料です。

（※）（公財）産業雇用安定センターは、企業間の円滑な労働移動を支援するため、複数の産業団体の拠出により設立された公益財団法人です。出向・移籍の支援については、厚生労働省の補助事業として実施しています。

例えばこのようなケースでご活用いただけます

- ☐ 事業の整理・縮小に伴い、人員削減を検討しているとき
- ☐ 従業員の関連企業以外の企業への出向を検討しているとき
- ☐ 会社清算・工場閉鎖のため従業員の受け入れ先を探しているとき

まずは、お近くの事務所へご連絡ください。産業雇用安定センターの職員が説明に伺います。

【問い合わせ先】 産業雇用安定センター都道府県事務所

<http://www.sangyokoyo.or.jp/about/location/index.html>

参考（労働契約の終了に関するルール）

解雇等による労働契約の終了にあたっては、一定のルールがあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）> 雇用・労働> 雇用> 事業主の方へ> 労働契約の終了に関するルール

（URL）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukiqyou/keiyakushuryo_rule.html